

福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る情報公開（見える化要件）

障害福祉分野の生活支援員等及び介護分野の介護職員等の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。

直近では、令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当会におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- ① 現行の処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- ② 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- ③ 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

③の「見える化要件」に基づき、当会における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下のとおり公表いたします。

	職場環境要件項目	当会の取組
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得のための受講費等の援助や祝い金の支給を行うとともに、ネット配信サービスを活用した学びの機会を提供し、職員の資質向上に努めています。
労働環境・処遇の改善	新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入	エルダー制度を導入し、新人職員が安心して働けるよう先輩職員がサポートしています。
	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	労務管理業務を委託している社会保険労務士法人の専門家から最新の情報やアドバイスをいただき、職員にとって働きやすい職場環境づくりに努めています。
	福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入	特殊浴槽、移乗用リフターなどを導入し、職員の腰痛予防に努めています。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	申し送りやミーティングなど職員間の情報交換を密にし、気づきを支援・介護に反映しています。
その他	障害福祉（介護）サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	設立理念、療育・支援指針をHPに公開するとともに、毎日唱和を行うなど全職員に徹底しています。
	非正規職員から正規職員への転換	多様な働き方を尊重するとともに、毎年登用試験を実施し、積極的に正規職員へ転換しています。
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	実習生の受け入れはもちろんのこと、福祉の授業への利用者・職員の派遣、職場体験の受け入れ、認知症カフェの開催など地域に開かれた施設運営を行っています。